

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容については、毎年度の見直しを行うとともに、5年ごとに再評価を実施し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、軽減するための取組を行う。

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、その扶養する児童の福祉の増進のために必要な資金を貸し付ける。貸付事務等を行うにあたり、貸付申請及び償還免除申請の審査を行う際に特定個人情報ファイルを使用する。また貸付に関する情報は、情報照会者に対し当該情報を提供しなければならないこととされているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーに登録する。
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 63項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表88、125、161、第90条各号、第127条第1号リ、第163条第1号リ (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表88、第44条第1号リ、第90条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(総務部高等教育政策・学事文書課) 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3403
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2263
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業の際は、決裁を行った上で処理を行い、複数人での確認を徹底することで、人為的ミスが発生しないような体制を構築している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 永澤 隆志	子育て推進部子ども家庭課長	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象	平成29年4月3日	平成31年2月26日	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱	平成29年4月3日	平成31年2月26日	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	IVリスク対策	項目なし	項目IV1～9の追加	事後	項目の追加
令和2年7月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て推進部子ども家庭課	子育て若者応援部子ども家庭課	事後	定期見直しによる修正
令和2年7月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子育て推進部子ども家庭課長	子育て若者応援部子ども家庭課長	事後	定期見直しによる修正
令和2年7月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	山形県子育て推進部子ども家庭課 〒990-8570	山形県子育て若者応援部子ども家庭課 〒990-8570	事後	定期見直しによる修正
令和8年2月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条	番号法第9条第1項 別表 63項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条	事後	定期見直しによる修正
令和8年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二 63の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 【情報提供に関する根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二 26の項、30の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表88、125、161、第90条各号、第127条第1号リ、第163条第1号リ (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表88、第44条第1号リ、第90条各号	事後	定期見直しによる修正
令和8年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て若者応援部子ども家庭課	しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課	事後	課名変更による修正
令和8年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て若者応援部子ども家庭課長	課長		
令和8年2月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	山形県行政情報センター(総務部学事文書課) 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3014	山形県行政情報センター(総務部高等教育政策・学事文書課) 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3403	事後	課名変更による修正
令和8年2月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2267	山形県しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課 〒990-8570 住所: 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2263	事後	課名変更による修正
令和8年2月27日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用			事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		人手を介在させる作業の際は、決裁を行った上で処理を行い、複数人での確認を徹底することで、人為的ミスが発生しないような体制を構築している。	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う新規項目
令和8年2月27日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員は、年1回以上の情報セキュリティに関する研修を毎年受講している。	事後	様式変更に伴う新規項目